

鳥取県運動部活動の在り方に関する方針

鳥取県・鳥取県教育委員会

平成30年12月

令和8年7月（一部改訂）

目 次

はじめに	・・・ 1
1 基本方針	・・・ 2
2 適切な運営のための体制整備	・・・ 3
(1) 運動部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・・・ 5
(1) 適切な指導の実施	
(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用	
4 部活動における安全対策	・・・ 6
5 適切な休養日等の設定	・・・ 9
6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	・・・ 11
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置及び部への加入	
(2) 地域との連携等	
7 学校単位で参加する大会等の見直し	・・・ 13
終わりに	・・・ 14

【資 料】

別紙1：学校方針（見本）

別紙2：年間活動計画（見本）

別紙3：月別活動計画（見本）

別紙4：重大事故防止のためのチェック項目（見本）

はじめに

- 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部活動の責任者（以下、「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、本県のスポーツ振興・発展の基盤を担っている。
- また、運動部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動として各学校において実施されており、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領には、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と示されている。
ー中学校学習指導要領（H29.7月）高等学校学習指導要領（H30.7月）（抜粋）ー
- 県教育委員会では、平成26年3月に、子どもたちが夢や目標を持ち、主体的にスポーツに取り組む中で、児童生徒一人一人が人間性豊かに成長していくことを目指して「子どものスポーツ活動ガイドライン」を作成し、適切な運動部活動等の実施に向けた取組を推進してきた。
- しかし、年々、スポーツ活動を取り巻く課題は多様化・複雑化してきており、とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動は従前と同様の運営体制では維持が難しくなってきたり、本県においても学校や地域によっては存続の危機にある。
- そこで、本県では、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に則り、県内各学校における運動部活動の明日への第一歩として、本方針を平成30年12月策定した。
- 地方公共団体や学校法人等の学校の設置者、各学校、各関係団体等においては、本方針の趣旨を十分に理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進める中で、持続可能な運動部活動の構築を目指すこととする。
- 近年、全国的にも落雷・雪崩事故のように気象状況等の急変により児童生徒の生命に関わる重大事故が発生しており、学校や教職員の責任が問われる事態も生じている。また、本県においても体育及び運動部活動中の事故やケガの発生件数は年々増加傾向にあり、加えて令和元年度に発生した部活動における重大事故では訴訟の中で学校の安全配慮義務について厳しい判決が示されたところであり、本方針を一部改訂し今後更なる児童生徒の安全確保を徹底していく。

1 基本方針

- 本方針は、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。
- 本方針は、スポーツ庁が策定した「ガイドライン」に則り、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）段階及び高等学校（特別支援学校高等部及び高等特別支援学校含む。以下同じ。）段階の運動部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「令和の日本型学校教育」の意図を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
 - ・ 体罰・ハラスメント等の不適切行為については、いかなる場合にも決して許されるものではなく、これらの不適切行為の根絶に向けた認識の共有と、指導を徹底すること
 - ・ 生徒の安心安全を確保した上での運動部活動に努めること
 - ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
- 市町教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本方針を参考に、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。県及び県教育委員会においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。
- 県及び県教育委員会は、本方針に基づく運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 市町教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本方針を参考に「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」（県立学校は本方針）に則り、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し、更新をしていく。

なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われることに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定することが望ましい。

ウ 運動部顧問は、年間の活動計画（活動目標、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

エ 校長は、上記イの活動方針及び上記ウの年間活動計画を、学校のホームページへの掲載等により公表する。

オ 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、部活動に対して多様な考えを持つ保護者に対して部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動ごとに、部活動の運営方針等を保護者に説明する。

カ 学校の設置者は、上記イ・ウに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、県及び県教育委員会は必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

※適正な数の運動部活動数の目安

…複数の運動部顧問が配置できる部活動数

※部活動指導員

…部活動指導員は、学校教育法施行規則第 78 条の 2 に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学

校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用)。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するように努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用時等において研修を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 県、県教育委員会及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上、効率的・効果的な指導の在り方並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」並びに「県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（令和2年3月27日 鳥取県教育委員会作成）を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び鳥取県教育委員会が平成26年3月に作成した「子どものスポーツ活動ガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県、県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 校長は、運動部顧問等に対して体罰・ハラスメント等の不適切行為については、いかなる場合にも決して許されるものではなく、これらの不適切行為の根絶に向けた認識を持たせるための指導を行うとともに、これらの不適切行為が発生した場合は、速やかに被害生徒の保護を行い、関連機関と連携を図りながら適切な対応を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

ア 県及び県教育委員会は、県中学校体育連盟等と連携し、中央競技団体が今後策定する予定の運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）の学校への普及を図る。

イ 運動部顧問は、上記アの指導手引を活用して、3（1）に基づく指導を行う。

4 部活動における安全対策

ア 基本的な考え方

- 生徒の年齢・体格・体力・技能・体調・疾患、練習内容・方法、指導者の管理・監督・指導、練習場等の施設・設備、使用する用具及び天候・自然環境など、様々な要因によって大きな事故や偶発的な事故につながる可能性を常に有している。

一般的な事故の要因としては、自身や他人からの人為的要因、運動やスポーツ特性による要因、施設・設備・用具等の要因、自然現象や自然環境等の要因等などが考えられ、それぞれの競技種目の特性や練習内容・方法に応じた安全対策を講じ、危険性を伴う練習は、原則として指導者立ち会いの下でおこなうこと。

イ 運動やスポーツの危険性

- 指導者も生徒も、当該の運動やスポーツにはどのような危険性があり、それを防ぐためにはどのようなルールや練習の約束事があり、練習内容・方法に制限を加えなければならないということを理解する必要がある。運動やスポーツの技術や経験を獲得する途上にある生徒に対し学校における通常の練習過程において、指導者が危険性を予見し安全性を確保しつつ、生徒が様々な経験を経て、身体能力と危険性に対する認識を高め、適切に対処できるよう育成していくこと。

また、部員同士の決まりや約束事、禁止事項や活動の制限事項などについては、練習開始時には必ず確認するとともに、練習後にはケアレスミスや危険を感じたような出来事について、指導者と生徒同士で報告し合い、次の練習に生かし、他の部活動との関係においては、部活動間で話し合う機会を設け共通理解を図ること。

ウ 施設・設備・用具等の安全点検

- 運動部活動は、放課後等に学校等の施設・設備を活用して行われるものであり、多くの部活動が共有するものであることから、活動に当たっては指導者と生徒が共に施設・設備の安全確認を行うこと。

運動やスポーツは、施設・設備及び用具そのものが事故を起こすわけではなく、それを使用・管理する者が適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることから、適切な管理や点検を行うこと。

また、安全に活動するために必要な備品・用具等を整備するなどの対策を講じると共に、場合によっては練習方法の変更も検討すること。

エ 安全配慮について

- 生徒の活発で積極的な部活動を支えるためには、その前提として、現在学校が置かれている環境や条件等を踏まえ、安全に対する配慮、すなわち危険を予見し回避していく義務を履行していく必要がある。

◆ 安全配慮義務

安全配慮義務とは、学校事故による国家賠償請求訴訟や不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、加害行為者の過失の有無、すなわち、被害生徒に対してその安全を配慮しなければならない義務に違反するところがあったかどうかを判断する際の基準として用いられているものである。

学校の管理下においては、指導を担当する教職員に生徒の安全を確保すべき指導・監督上の注意義務が存在する。

オ 危険回避能力の育成について

- 危険を予見し回避するためには、安全に関する基礎的・基本的事項の確実な理解の下に、生徒が思考力や判断力を高め、安全について適切な意志決定や行動選択ができるようにすることが必要である。そのため、単に禁止事項や制限事項などの規制する指導にとどまらず、なぜ危険なのか、どうすれば安全に行うことができるのか、ということについて自ら考え判断するよう指導過程を工夫すること。

運動部活動を含めた体育活動に関しては、指導者が繰り返し安全指導や注意喚起を行い、活動を通して生徒に安全な活動を行うための判断力や身体能力等を育成し、生徒自らが危険性を予見し回避することができるよう組織的・計画的に指導を充実していくこと。

- 生徒の指導においては、支援の必要な生徒や重点的に指導を行うと効果的な場合もあり、生徒一人ひとりの特性に応じて「個別最適な学び」を実現するため、教員は必要に応じて「個に応じた指導」と「協働的な学び」を一体的に充実させていくこと。

カ 運動部活動では、熱中症事故防止や安全の確保のため、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本体育協会）平成25年4月改訂」で示されている「熱中症予防運動指針」を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。

また、活動を実施する場合でも、短時間で効率的・効果的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な気温上昇の際には速やかに活動を中止するなど、生徒の命や健康を守る対応をとること。

キ 校長及び顧問は、落雷や雪崩等のおそれがある場合は、屋外での運動部活動を中止するとともに、大雨等により生徒の安全が確保できないと判断した場合でも、速やかに活動を中止し、生徒の安全を確保すること。

ク 重大事故防止のためのチェック項目の作成【別紙4（見本）参照】

- 上記ア～キの項目内容等を踏まえ、下記の観点で各運動・スポーツにおける重大事故防止のためのチェック項目を作成し、全種目において安全上の問題点を洗い出すこと。

それらを基に、毎年、教員による生徒への安全指導を継続的かつ確実に実施すると共に、ヒヤリ・ハッとした経験を随時アップデートし引き継いでいくこと。

- | |
|------------------|
| ◆ チェックのあたったの観点 |
| 1 危険が伴う活動内容とその対策 |
| 2 危険箇所チェックリスト |
| 3 指導記録 |

※部活動中の重大事故防止のためのガイドライン
(平成24年5月東京都教育委員会一部引用)

5 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下のとおり基準として設定し遵守する。

- 中学校段階における部活動では、学期中は週当たり2日以上休養日を設けること（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）。

ただし、指導者の状況（休日しか指導できない等）や利用施設の状況（休日しか利用できない等）によっては、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、部活動指導員の配置等により、教員に過度な負担をかけずに活動を実施できる場合には、週当たり2日以上休養日を設けた上で、平日の活動を週3日以内に抑えつつ、休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能である。

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度、最大週当たり11時間程度の範囲内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（朝練習を行う場合の時間も含む）。

- 高等学校段階における部活動では、原則として、週末のいずれかを含む週1日以上休養日を設けること（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）。

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるよう努めること。原則として、1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間程度、最大週当たり19時間程度の範囲内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（朝練習を行う場合の時間も含む）。

- ただし、上記は中学校及び高等学校段階の活動日及び活動時間の遵守すべき基準等を定めたものであるため、管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。

また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外業務を適切に把握し、過度な時間外業務が生じないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。

※活動時間…本方針での「活動時間」とは、スポーツ活動時間を意味しており、(会場への移動、準備、片付け、ミーティング、試合間の休憩、見学等は含まない) 身体的トレーニング効果が期待される活動の時間である。

イ 学校の設置者は、2(1)アに掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、2(1)イに掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市町共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置及び部への加入

ア 校長は、本県の生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置を検討する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、部活動が学校教育活動において教育的効果をもたらすものであることを踏まえつつ、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることに鑑み、部活動への加入は原則として、生徒が自由に選択できるようにする。

(2) 地域との連携等

ア 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。

イ 公益財団法人鳥取県スポーツ協会、地域のスポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県、県教育委員会及び学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。

また、公益財団法人鳥取県スポーツ協会、地域のスポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力する。

県及び県教育委員会としても、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等が学校に部活動がない競技を実施したい生徒等の活動の場となるよう関係団体と検討する。

併せて、県、県教育委員会及び学校の設置者は、生徒の大会への参加資格要件等の緩和・拡大について、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、全国高等学校野球連盟の状況を注視しながら必要に応じて検討していくものとする。

ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒の活動場所が確保できるように、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 県、県教育委員会、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実に支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

7 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟及び学校の設置者は学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

イ 校長は、県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟及び学校の設置者が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

ウ 各学校の運動部が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。

- 各学校の運動部が参加する大会は、原則として学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。

それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

終わりに

- 今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、中学生期におけるスポーツ環境の整備については、従来の学校単位での活動から地域単位での活動への体制の構築が求められる。
- このため、地方公共団体は、本方針及び鳥取県公立中学校等における部活動の地域展開・地域連携に向けた推進計画（令和８年３月 鳥取県教育委員会）を踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討推進する。
- また、競技団体は、競技の普及の観点から、運動部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、競技力向上の観点から、将来有望なアスリートとして優れた素質を有する生徒を本格的に育成・強化できるよう、発掘・育成の仕組みの確立に向けて地方公共団体や公益財団法人鳥取県スポーツ協会等とも連携しながら取り組む必要がある。